

令和8年6月

第6回 つくば市農業委員会総会議事録

日 時 令和8年6月12日 午後1時30分

場 所 つくば市役所 コミュニティ棟1階 会議室3

出席委員

1番	關 元章	2番	飯泉 厚彦
3番	横田 晋吾	4番	飯島 秀幸
5番	飯岡 宏記	6番	石田 真也
7番	中島 信夫	8番	関口 和美
9番	岡田 実	10番	雨貝 洋子
11番	白石 悟	12番	對崎 徳男
13番	大野 博司	14番	石島 繁
15番	加園 秀信	16番	吉田 新一
17番	青木 道子	19番	野堀 良夫
20番	飯島 孝一	21番	遠藤 道夫
22番	飯野 和男	24番	蛭原 昇

欠席委員

なし

出席農業委員会事務局職員

農業行政課	課 長	下田 裕久
農業行政課	課長補佐	飯泉 亮成
農業行政課	係 長	小池 和弘
農業行政課	係 長	西村 孝之
農業行政課	主 任	田中 良拓

1. 本日の会議に付した案件

日程第1 議事録署名委員の選任について

日程第2 議案第 1号 農地法第3条の規定による権利の設定・移転の許可について

議案第 2号 農地法第4条の規定による許可について

- 議案第 3号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更の承認について
- 議案第 4号 農地法第5条の規定による権利の設定・移転の許可について
- 議案第 5号 現況証明の発行可否について
- 議案第 6号 農業改良協議に対する同意について
- 議案第 7号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について
- 議案第 8号 農業経営基盤強化促進法第19条第6項の規定による地域計画案に対する意見について
- 議案第 9号 令和8年度農業者年金加入推進活動計画について
- 議案第 10号 令和8年度農業者年金加入推進部長の推薦について
- 議案第 11号 全国農業新聞普及推進に関する申し合わせ決議について
- 日程第3 報告第 1号 農地法第3条の3の規定による届出について
- 報告第 2号 農地法第4条第1項第7号の規定による市街化区域内の農地転用届出について
- 報告第 3号 農地法第5条第1項第6号の規定による市街化区域内の農地転用届出について
- 報告第 4号 農地法第5条の規定による制限除外の農地の移動届について
- 報告第 5号 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 報告第 6号 農地等の現況に係る照会に対する回答について

【午後1時30分 開会】

事務局（下田課長）

本日は、お忙しい中、令和8年第6回総会に御出席いただきまして、ありがとうございます。

本日は、鳴海事務局長が議会定例会に出席しておりますので、私が代わりまして進行を務めさせていただきます。

それでは、開会に当たりまして、飯野会長より御挨拶いただきたいと思います。

飯野会長、よろしくお願いたします。

会 長（飯野 和男）

皆さん、こんにちは。本日は御苦労さまです。

ここ数日は、大分暑くなってまいりまして、日々の農作業も大変かと思われませんが、体調管理は十分留意しながら励んでいただければと思っております。

また、先月18日に水戸市で開催された常設審議委員会において、令和7年度の農業者年金の新規加入者数が県内で5位となり、私が代表して表彰を受けてまいりましたので御

報告させていただきます。岡田委員さんには、お一人で5名の新規加入者の確保に御尽力していただきましたこと、この場を借りて改めて御礼申し上げたいと思います。本当にありがとうございました。

事務局（下田課長）

ありがとうございました。

議会の議長につきましては、つくば市農業委員会会議規則第6条により会長が務めることになっておりますので、以降の議事進行を飯野会長にお願いいたします。

開会の宣告

会 長（飯野 和男）

それでは、ただいまから令和8年第6回総会を開会します。

議事に入る前に、本日は傍聴人の方がいらっしゃいます。

傍聴人の入室を認めます。

傍聴人の方に、お願いがあります。

つくば市農業委員会会議規則第26条に基づき、会議の妨げとなる行為、発言等を禁止します。

また、つくば市議会傍聴規則第9条に準じて、写真撮影や録音をすることを禁止します。

これより議事に入りますが、本日の出席委員数は22名で、定足数に達していることから、令和8年第6回つくば市農業委員会総会は成立しております。

それでは、議事日程のとおり進めてまいります。

日程第1 議事録署名委員の選任について

議 長（飯野 和男）

まず、日程第1、議事録署名委員の選任を行います。つくば市農業委員会会議規則第25条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことに異議ありませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので、議事録署名委員は、議席10番雨貝洋子委員、議席11番白石 悟委員にお願いします。

また、本日の会議書記は、事務局の小池係長にお願いします。

日程第2に入る前に、発言についての注意事項を申し上げます。会議規則第14条の規定のとおり、発言するときは起立し「議長」と呼び、自分の氏名を告げ、議長の許可を得てから簡潔明瞭に発言してください。

日程第2 議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定・移転の許可について

議長（飯野 和男）

それでは、日程第2、議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定・移転の許可についてを議題とします。

事務局の提案説明を求めます。

事務局（田中主任）

議案第1号について朗読する。（別紙議案書のとおり）

議長（飯野 和男）

ただいま事務局より説明がありましたが、提出番号10番については、議事参与の制限案件に該当しますので、10番を除いて、担当委員から調査結果の報告をお願いします。

まず、谷田部地区分について、飯泉委員、お願いします。

飯泉厚彦委員

去る6月5日に行った現地調査、並びに審議結果について報告します。

提出番号1番について、水稻・野菜を作付けしている農家で、申請地には野菜を作付けする予定です。

提出番号2番について、水稻・野菜を作付けしている農家で、申請地には野菜を作付けする予定です。

提出番号3番について、水稻・野菜を作付けしている農家で、申請地には野菜を作付けする予定です。

提出番号4番について、水稻・野菜を作付けしている農家で、申請地には水稻・野菜を作付けする予定です。

以上のことから、提出番号1番から4番については、農機具等も確保しており、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いします。

以上で報告を終わります。

議長（飯野 和男）

ありがとうございました。

続きまして、荃崎地区分について、蛭原委員、お願いします。

蛭原 昇委員

去る6月9日に行った現地調査、並びに審議結果について報告します。

提出番号5番については、申請人は野菜を作付けしている農地所有適格法人で、申請地には野菜を作付けする予定です。

以上のことから、提出番号5番については、農機具等も確保しており、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員

の御審議をお願いします。

以上で報告を終わります。

議 長（飯野 和男）

ありがとうございました。

続きまして、大穂地区分について、雨貝委員、お願いいたします。

雨貝洋子委員

去る6月5日に行った現地調査、並びに審議結果について報告します。

提出番号6番から9番については、同一申請人のため一括して御説明します。

申請者は、水稻と野菜を作付けしている農家で、申請地も水稻と野菜を作付けする予定です。

提出番号11番については、農業を開始するために申請されたもので、申請地には芝を作付けする予定です。

以上のことから、提出番号6番から9番及び11番については、農機具等も確保しており、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可しても差し支えないと思われませんが、なお一層皆様方の御審議をお願いします。

以上で御告を終わります。

議 長（飯野 和男）

ありがとうございました。

続きまして、筑波地区分について、加園委員、お願いします。

加園秀信委員

去る6月8日に行った現地調査、並びに審議結果について報告します。

提出番号12番については、農業を開始するために申請されたもので、申請地には水稻・野菜を作付けする予定です。

提出番号13番については、水稻・野菜を作付けしている農家で、申請地には果樹を作付けする予定です。

提出番号14番については、農業を開始するために申請されたもので、申請地には芝を作付けする予定です。

提出番号15番については、水稻・野菜を作付けしている農家で、申請地には果樹を作付けする予定です。

以上のことから、提出番号13番から15番については、農機具等も確保しており、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いします。

以上で報告を終わります。

議 長（飯野 和男）

ありがとうございました。

続きまして、桜地区分について、吉田委員、お願いします。

吉田新一委員

去る6月9日に行った現地調査、並びに審議結果について報告します。

提出番号16番から18番については、同一申請者のため、一括して説明します。

申請者は、ブドウを作付けしている農家で、申請地にはブドウを作付けする予定です。

以上のことから、提出番号16番から18番については、農機具等を確保しており、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いします。

以上で報告を終わります。

議 長（飯野 和男）

ありがとうございました。

以上で、議案第1号の提出番号1番から9番、11番から18番の説明及び報告が終わりました。

これより質疑に入ります。

質問、意見等ありましたらお願いします。

<「なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

質問、意見共にないようですので、議案第1号の提出番号1番から9番、11番から18番に対する質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第1号の提出番号1番から9番、11番から18番について、許可することに異議ありませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので、異議なしと認め、議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定・移転の許可についての提出番号1番から9番、11番から18番について、許可することに決定します。

続きまして、提出番号10番を審議願うわけですが、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、飯岡委員の退席を求めます。

（飯岡宏記委員 退席）

議 長（飯野 和男）

それでは、提出番号10番について、雨貝委員より調査結果の報告をお願いします。

雨貝洋子委員

去る6月5日に行った現地調査、並びに審議結果について報告します。

提出番号10番については、水稻・野菜を作付けしている農家で、申請地には野菜を作付けする予定です。

以上のことから、提出番10番については、農機具等も確保しており、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可しても差し支えないと思われませんが、なお一層皆様方の御審議をお願いします。

以上で報告を終わります。

議 長（飯野 和男）

ありがとうございました。

提出番号10番について、質問、意見等ありましたらお願いします。

<「なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

質問、意見共にないようですので、これにて提出番号10番に対する質疑を終結します。これより採決します。

提出番号10番について、雨貝委員報告のとおり、許可することに異議ありませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので異議なしと認め、議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定・移転の許可についての提出番号10番について、許可することに決定いたします。

飯岡委員の復席を求めます。

（飯岡宏記委員 復席）

議案第2号 農地法第4条の規定による許可について

議 長（飯野 和男）

次に、議案第2号 農地法第4条の規定による許可についてを議題といたします。

事務局の提案説明を求めます。

事務局（西村係長）

議案第 2 号について朗読する。（別紙議案書のとおり）

議 長（飯野 和男）

ただいま事務局から説明がありましたが、谷田部地区において調査を実施しておりますので、飯泉委員より調査結果の報告をお願いします。

飯泉厚彦委員

去る 6 月 5 日に行った現地調査、並びに審議結果について報告します。

提出番号 1 番について、農地区分は第 3 種と判断しました。

申請者は、新たに不動産を営むべく、住環境がよく、需要が見込まれる申請地を共同住宅用地として申請するものです。

許可後の利用方法は、木造 3 階建ての共同住宅 1 棟を建築する計画で、資金については金融機関からの融資で賄う予定です。

提出番号 2 番について、農地区分は第 3 種と判断しました。

申請者は、新たに不動産を営むべく、需要が見込まれる申請地を貸駐車場用地として申請するものです。

許可後の利用方法は、周囲を柵板で囲い、全面碎石敷きとし、雨水は敷地内浸透処理とした上で、普通自動車 16 台分の駐車場を整備する計画で、資金については自己資金で賄う予定です。

提出番号 3 番について、農地区分は第 3 種と判断しました。

申請者は、新たに不動産を営むべく、需要が見込まれる申請地を貸駐車場用地として申請するものです。

許可後の利用方法は、周囲を柵板で囲い、全面碎石敷きとし、雨水は敷地内浸透処理とした上で、普通自動車 48 台分の駐車場を整備する計画で、資金については自己資金で賄う予定です。

以上のことから、提出番号 1 番から 3 番については、一般基準に適合の上、第 3 種農地の許可基準に該当しますので、許可しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いします。

以上で報告を終わります。

議 長（飯野 和男）

ありがとうございました。

以上で、議案第 2 号の説明及び報告が終わりました。

これより質疑に入ります。

質問、意見等ありましたらお願いします。

對崎委員、お願いします。

對崎徳男委員

豊里地区の對崎です。提出番号1番の案件について、お聞きします。こちらの申請地は区域指定地域との記載がありますが、本年4月に追加指定された区域か否かについて教えてください。

事務局（田中主任）

事務局よりお答えいたします。

令和8年4月1日付けで、新たに区域指定として追加された区域でございます。

對崎徳男委員

ありがとうございました。今後、転用件数も増加していくものと推考されますので、私たち農業委員も慎重に審議していきたいと思っております。

議 長（飯野 和男）

質問、そのほかにございましたらお願いします。

<「なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

質問、意見共にないようですので、これにて議案第2号に対する質疑を終結します。

これより採決します。

議案第2号について、許可することに異議ありませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので異議なしと認め、議案第2号 農地法第4条の規定による許可については、許可することに決定します。

議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更の承認について

議 長（飯野 和男）

次に、議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更の承認についてを議題としたいと思いますが、提出番号1番、2番については、議案第4号 農地法第5条の規定による権利の設定・移転の許可についての提出番号8番、24番と関連する一体の事業であることから、議案第3号については、議案第4号の審議と併せて議題とすることによろしいでしょうか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

それでは、議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更の承認については、議案第4号の審議と併せて議題とします。

議案第4号 農地法第5条の規定による権利の設定・移転の許可について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更の承認について

議 長（飯野 和男）

次に、議案第4号 農地法第5条の規定による権利の設定・移転の許可について、議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更の承認についてを一括して議題とします。

事務局の提案説明を求めます。

事務局（田中主任）

議案第4号、議案第3号について朗読する。（別紙議案書のとおり）

議 長（飯野 和男）

ただいま事務局から説明がありましたが、各地区において調査を実施しておりますので、担当委員より調査結果の報告をお願いいたします。

まず、豊里地区分について、野堀委員、お願いします。

野堀良夫委員

去る6月8日に行った現地調査、並びに審議結果について報告します。

提出番号1番については、農用地区域からの除外が見込まれており、除外後の区分は第1種と判断しました。

申請者は、将来のことを考え、申請地を取得し、自己用住宅用地として申請するものです。資金については自己資金と金融機関からの融資で賄い、関係法令協議は整っています。

提出番号2番について、農地区分は農用地区域内農地です。

申請者は、市内で建設土木業を営む法人です。既存資材置場に新たな倉庫を建築する計画があり、敷地の一部を利用できなくなることから、資材置場用地として申請地を借り受けるべく申請されたもので、令和8年7月1日から令和10年6月30日までの一時転用です。

許可後の使用方法は、申請地の周囲をバリケードで囲い、全面を鉄板敷き、雨水は敷地内浸透処理とした上で、クレーン、工事部材、コンプレッサー等を置く計画で、資金については自己資金で賄う予定です。

以上のことから、提出番号1番、2番については、一般基準に適合の上、農用地区域内農地、第1種農地の例外許可規定に該当しますので、許可しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議長（飯野 和男）

ありがとうございました。

続きまして、谷田部地区分について、飯泉委員、お願いします。

飯泉厚彦委員

去る6月5日に行った現地調査、並びに審議結果について報告します。

提出番号3番については、農用地区域からの除外が見込まれており、除外後の区分は第1種と判断しました。

申請者は、現在、借家住まいですが、将来のことを考え、申請地を取得し、自己用住宅用地として申請するものです。資金については自己資金と金融機関からの融資で賄い、関係法令協議は整っています。

提出番号4番については、農用地区域からの除外が見込まれており、除外後の区分は第1種と判断しました。

申請者は、現在、借家住まいですが、将来のことを考え、申請地を取得し、自己用住宅用地として申請するものです。資金については自己資金と金融機関からの融資で賄い、関係法令協議は整っています。

提出番号5番については、農地区分は第2種と判断しました。

申請者は、現在、借家住まいですが、将来のことを考え、申請地を受贈し、自己用住宅用地として申請するものです。資金については金融機関からの融資で賄い、関係法令協議は整っています。

提出番号6番について、農地区分は第1種と判断しました。

申請者は、隣接地でクリニックを経営する法人です。既存の駐車場が手狭で業務に支障を来していることから、申請地を借り受け、駐車場用地として申請するものです。

許可後の利用方法は、全面砕石敷きとし、雨水は敷地内浸透処理とした上で、普通自動車43台分のスペースを確保する計画で、資金については自己資金で賄う予定です。

以上のことから、提出番号3番から6番については、一般基準に適合の上、第1種農地の例外許可規定、第2種農地の許可基準に該当しますので、許可しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いします。

以上で報告を終わります。

議長（飯野 和男）

ありがとうございました。

続きまして、荻崎地区分について、蛭原委員、お願いします。

蛭原 昇委員

去る6月9日に行った現地調査、並びに審議結果について報告します。

提出番号7番については、農地区分は第1種と判断しました。

申請者は、市内で運送業及び解体業を営む法人です。今般、事業拡大に伴い、既存の車両置場が不足し、業務に支障を来していることから、申請地を取得し、車両置場用地として申請するものです。

許可後の利用方法は、全面砕石敷きとし、雨水は敷地内浸透処理とした上で、4 t 車両6台、2 t 車両12台、普通自動車4台等を置く計画で、資金については自己資金で賄う予定です。

提出番号8番と議案第3号の提出番号1番については、一体の計画のため、一括して説明します。

議案第3号の提出番号1番については、令和7年10月14日付けつくば農委指令第21号をもって、建売住宅用地として許可を受けましたが、承継者が自己用住宅を建築すべく、承継を伴う事業計画変更の申請をするものです。

議案第4号の提出番号8番については、農地区分は第3種と判断しました。

申請者は、現在、借家住まいですが、将来のことを考え、申請地を取得し、自己用住宅用地として申請するものです。資金については金融機関からの融資で賄い、関係法令協議は整っています。

以上のことから、議案第3号の提出番号1番については、承認しても差し支えないと思われま

す。議案第4号の提出番号7番、8番については、一般基準に適合の上、農地法第1種農地の例外許可規定、第3種農地の許可基準に該当しますので、許可しても差し支えないと思われま

すが、なお一層各委員の御審議をお願いします。

以上で報告を終わります。

議長（飯野 和男）

ありがとうございました。

続きまして、大穂地区分について、雨貝委員、お願いします。

雨貝洋子委員

去る6月5日に行った現地調査、並びに審議結果について報告します。

提出番号9番については、第3種農地と判断しました。

申請者は、現在、借家住まいですが、手狭になってきたため、申請地を取得し、自己用住宅用地として申請するものです。資金については金融機関からの融資で賄い、関係法令協議は整っております。

提出番号10番については、第3種農地と判断しました。

申請者は、県外に本店を置く太陽光発電事業を営む法人です。

今般、事業用地を探していたところ、適切な事業地を見つけたことから、申請地を取得し、太陽光発電施設用地として申請するものです。許可後の利用方法は、周囲をフェンスで囲い、雨水は敷地内浸透処理とした上で、600Wパネルを164枚設置する計画で、資金については自己資金で賄い、関係法令協議は整っております。

提出番号11番については、農地区分は第3種と判断しました。

申請者は、現在、借家住まいですが、手狭になってきたため申請地を借り受け、自己用住宅用地として申請するものです。資金については金融機関からの融資で賄い、関係法令協議は整っております。

提出番号12番については、農地区分は第2種と判断しました。

申請者は、現在、借家住まいですが、手狭になってきたため申請地を受贈し、自己用住宅用地として申請するものです。資金については金融機関からの融資で賄い、関係法令協議は整っております。

提出番号13番について、農地区分は第1種と判断しました。

申請者は、市内で介護サービス業を営む法人です。今般、自閉症をはじめとする重度の知的障害者の方を対象とした通所型の生活支援施設を開設すべく申請地を取得し、社会福祉施設用地として申請されたものですが、令和7年1月16日付けで農地法第5条許可を受けた土地が、未だに建築工事が未着工となっており、申請目的の実現の確実性に疑義があり、申請の取下げ指導を行うべく審議継続としました。

以上のことから、提出番号13番については継続審議。提出番号9番から12番については、一般基準を満たしており、第2種農地の例外許可規定並びに第3種農地の許可基準に該当しますので、許可しても差し支えないと思われませんが、なお一層皆様方の御審議をお願いいたします。

議長（飯野 和男）

ありがとうございました。

続きまして、筑波地区分について、加園委員、お願いします。

加園秀信委員

去る6月8日に行った現地調査、並びに審議結果について報告します。

提出番号14番については、農地区分は第1種農地と判断しました。

申請者は、同一大字内に本店を置く中古自動車販売業を主とする法人です。今般、各営業所における自動車の車両置場の余剰スペースがなく、業務に支障を来していることから、事業効率化を図るべく、申請地を借り受け、車両置場用地として申請するものです。

許可後の利用方法は、市道で分断された車両置場3か所について、全面砕石敷きとした上で、雨水は敷地内浸透処理とした上で、100台分の保管スペース及び通路を確保する計画で、資金については自己資金で賄い、関係法令協議は整っております。

提出番号15番、16番については、一体の計画のため、一括して説明します。

本申請の農地区分は、第3種と判断しました。

申請者は、現在、申請地の隣接に住んでおりますが、敷地が手狭で生活に支障を来していることから、提出番号15番については受贈し、提出番号16番については取得した上で、自己用住宅の敷地拡張として申請するものです。資金については自己資金で賄い、関係法令協議は整っております。

以上のことから、提出番号14番から16番については、一般基準に適合の上、第1種農地の例外許可規定、第3種農地の許可基準に該当しますので、許可しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いします。

以上で報告を終わります。

議長（飯野 和男）

ありがとうございました。

続きまして、桜地区分について、吉田委員、お願いします。

吉田新一委員

去る6月9日に行った現地調査、並びに審議結果について報告します。

提出番号17番については、農用地区域からの除外が見込まれており、除外後の農地区分は第1種と判断いたしました。

申請者は、現在、借家住まいですが、将来のことを考え、申請地を取得し、自己用住宅用地として申請するものです。資金については金融機関からの融資で賄い、関係法令協議は整っております。

提出番号18番については、農地区分は第3種と判断いたしました。

申請者は、現在、借家住まいですが、将来のことを考え、申請地を取得し、自己用住宅用地として申請するものです。資金については金融機関からの融資で賄い、関係法令協議は整っています。

提出番号19番については、農地区分は第1種と判断しました。

申請者は、現在、実家住まいですが、将来のことを考え、申請地を取得し、自己用住宅用地として申請するものです。資金については金融機関からの融資で賄い、関係法令協議は整っています。

提出番号20番については、農地区分は第3種と判断しました。

申請者は、現在、借家住まいですが、将来のことを考え、申請地を取得し、自己用住宅用地として申請するものです。資金については金融機関からの融資で賄い、関係法令協議は整っています。

提出番号21番については、農用地区域からの除外が見込まれており、除外後の農地区分は第1種と判断しました。

申請者は、現在、借家住まいですが、将来のことを考え、申請地を受贈し、自己用住宅用地として申請するものです。資金については自己資金と金融機関からの融資で賄い、関係法令協議は整っています。

提出番号22番については、農地区分は第2種と判断しました。

申請者は、全国的に太陽光発電事業を展開している法人です。今般、事業用地を探していたところ、適切な事業用地が見つかったことから、申請地を取得し、太陽光発電施設用地として申請するものです。

なお、電力の固定価格買取制度を用いず、電気小売事業を営む法人に発電した電力を売電する計画となっています。

許可後の利用方法は、周囲をフェンスで囲った上で、625Wパネルを1,024枚、パワーコンディショナー8台を設置する計画で、資金については自己資金で賄う予定です。

提出番号23番については、農地区分は第1種と判断しました。

申請者は、現在、実家住まいですが、将来のことを考え、申請地を受贈し、自己用住宅用地として申請するものです。資金については金融機関からの融資で賄い、関係法令協議は整っております。

提出番号24番と議案第3号の提出番号2番については、一体の計画のため、一括して説明します。

議案第3号の提出番号2番については、令和7年6月13日付けつくば農委指令第8号をもって、共同住宅用地として許可を受けましたが、承継者が共同住宅を建築すべく、承継を伴う事業計画変更の申請をするものです。

議案第4号の提出番号24番については、農地区分は第3種と判断いたしました。

申請者は、県内で戸建住宅や共同住宅の販売及び不動産事業を営む法人です。今般、申請地周辺の住環境が良く、需要が見込まれることから、申請地を取得し、共同住宅用地として申請するものです。

許可後の利用方法は、軽量鉄骨造の共同住宅として、2階建てを1棟、3階建てを1棟の計2棟を建設する計画で、資金については自己資金で賄う予定です。

以上のことから、議案第3号の提出番号2番については、承認しても差し支えないと思われれます。

議案第4号の提出番号17番から24番については、一般基準を満たしており、第1種農地の例外許可規定及び第2種農地、第3種農地の許可基準に該当しますので、許可しても差し支えないと思われれますが、なお一層各委員の御審議をよろしくお願いします。

以上で報告を終わります。

議長（飯野 和男）

ありがとうございました。

以上で、議案第3号並びに議案第4号の説明及び報告が終わりました。

議案第4号の提出番号13番は、継続審議との報告がありましたので、継続審議分を先に審議します。

議案第4号の提出番号13番について、質問、意見等ありましたらお願いします。

<「なし」と呼ぶ者あり>

議長（飯野 和男）

質問、意見共にないようですので、議案第4号の提出番号13番に対する質疑を終結します。

これより採決します。

議案第4号の提出番号13番については、雨貝委員報告のとおり、継続審議とすることに異議ありませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

議長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので、異議なしと認め、議案第4号 農地法第5条の規定による権利の設定・移転の許可についての提出番号13番については、継続審議とします。

続きまして、議案第3号並びに議案第4号の提出番号1番から12番、14番から24番の質

疑に入ります。

意見等ありましたらお願いします。

<「なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

質問、意見共がないようですので、これにて議案第3号並びに議案第4号の提出番号1番から12番、14番から24番に対する質疑を終結します。

これより採決します。

議案第3号並びに議案第4号の提出番号1番から12番、14番から24番について、承認及び許可することに異議ありませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので異議なしと認め、議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更の承認について並びに議案第4号 農地法第5条の規定による権利の設定・移転の許可についての提出番号1番から12番、14番から24番については、承認及び許可することに決定いたします。

なお、提出番号22番につきましては、転用する面積が30aを超える案件ですので、常設審議委員会に諮問の上で、許可します。

議案第5号 現況証明の発行可否について

議 長（飯野 和男）

次に、議案第5号 現況証明の発行可否についてを議題とします。

事務局の提案説明を求めます。

事務局（西村係長）

議案第5号について朗読する。（別紙議案書のとおり）

議 長（飯野 和男）

ただいま事務局の説明がありましたが、各地区において調査を実施しておりますので、担当委員より調査結果の報告をお願いします。

まず、谷田部地区分について、飯泉委員、お願いします。

飯泉厚彦委員

去る6月5日に行った現地調査、並びに審議結果について報告します。

提出番号1番については、20年以上前から宅地として利用され、現在も同様の状況となっております。

提出番号2番については、20年以上前から宅地として利用され、現在も同様の状況となっております。

提出番号3番については、不耕作により原野状態となり、現在も同様の状況となっております。

提出番号4番については、不耕作により山林状態となり、現在も同様の状況となっております。

以上のことから、提出番号1番から4番については、非農地証明の範囲と認められることから、証明しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いします。

なお、提出番号3番の土地については、農用地区域内農地となっておりますので、所管する市、農業政策課に確認したところ、長期に渡って原野状態となっていることから、農業委員会として非農地と判断することについては、やむを得ないとの意見を頂いています。以上で報告を終わります。

議長（飯野 和男）

ありがとうございました。

続きまして、荃崎地区分について、蛭原委員、お願いします。

蛭原 昇委員

去る6月9日に行った現地調査、並びに審議結果について報告します。

提出番号5番については、農業機械等により農地への復元が可能な土地と判断いたしました。

提出番号6番については、不耕作により山林状態となっており、現在も同様の状況となっております。

提出番号7番については、20年以上前より宅地として利用されており、現在も同様の状況となっております。

提出番号8番については、不耕作により山林状態となっており、現在も同様の状況となっております。

提出番号9番については、不耕作により山林状態となっており、現在も同様の状況となっております。

以上のことから、提出番号5番については、非農地証明の範囲と認められないことから証明発行否。提出番号6番から9番については、非農地証明の範囲と認められることから、証明しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いします。

以上で報告を終わります。

議長（飯野 和男）

ありがとうございました。

続きまして、大穂地区分について、雨貝委員、お願いします。

雨貝洋子委員

去る6月5日に行った現地調査、並びに審議結果について報告します。

提出番号10番については、不耕作により山林状態となっており、現在も同様の状況となっております。

以上のことから、提出番号10番については、非農地証明の範囲と認められることから、証明しても差し支えないと思われませんが、なお一層皆様方の御審議をお願いします。

以上で報告を終わります。

議長（飯野 和男）

ありがとうございました。

続きまして、筑波地区分について、加園委員、お願いします。

加園秀信委員

去る6月8日に行った現地調査、並びに審議結果について報告します。

提出番号11番については、不耕作により原野状態となっており、現在も同様の状況となっております。

以上のことから、11番については、非農地証明の範囲と認められることから、証明しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いします。

以上で報告を終わります。

議長（飯野 和男）

ありがとうございました。

続きまして、桜地区分について、吉田委員、お願いします。

吉田新一委員

去る6月9日に行った現地調査、並びに審議結果について報告します。

提出番号12番については、不耕作により、雑木を含む竹林状態となっており、現在も同様の状況となっております。

以上のことから、提出番号12番については、非農地証明の範囲と認められることから、証明しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いします。

以上で報告を終わります。

議長（飯野 和男）

ありがとうございました。

以上で、議案第5号の説明及び報告が終わりました。

提出番号5番については、証明発行否との報告がありましたので、先に審議します。

提出番号5番について、質問、意見等ありましたらお願いします。

<「なし」と呼ぶ者あり>

議長（飯野 和男）

質問、意見共がないようですので、これにて提出番号5番に対する質疑を終結します。
これより採決します。

提出番号5番については、蛭原委員報告のとおり、証明発行否とすることに異議ありませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

議長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので異議なしと認め、議案第5号 現況証明の発行可否についての提出番号5番は、証明発行否とすることに決定します。

続きまして、提出番号1番から4番、6番から12番について審議します。
意見等ありましたらお願いします。

<「なし」と呼ぶ者あり>

議長（飯野 和男）

質問、意見共がないようですので、提出番号1番から4番、6番から12番に対する質疑を終結します。

これより採決します。

提出番号1番から4番、6番から12番については、証明発行可とすることに異議ありませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

議長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので異議なしと認め、議案第5号 現況証明の発行可否についての提出番号1番から4番、6番から12番は、証明発行可とすることに決定します。

議案第6号 農業改良協議に対する同意について

議長（飯野 和男）

次に、議案第6号 農業改良協議に対する同意についてを議題とします。
事務局の提案説明を求めます。

事務局（田中主任）

議案第6号について朗読する。（別紙議案書のとおり）

議 長（飯野 和男）

ただいま事務局から説明がありましたが、筑波地区において調査を行っておりますので、加園委員より調査結果の報告をお願いします。

加園秀信委員

去る6月8日に行った現地調査、並びに審議結果について報告します。

提出番号1番については、耕作利便向上を図るべく畑の土壌改良をするものです。桜川市内の農地から発生する購入土と既存農地の土壌を入替えをする計画で、土の入替え後は、野菜を作付けする予定です。

以上のことから、提出番号1番については、同意しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いします。

以上で報告を終わります。

議 長（飯野 和男）

ありがとうございました。

以上で、議案第6号の説明及び報告が終わりました。

これより質疑に入ります。

質問、意見等ありましたらお願いします。

<「なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

質問、意見共ないようですので、これにて議案第6号に対する質疑を終結します。

これより採決します。

議案第6号について、加園委員報告のとおり、同意することに異議ありませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので異議なしと認め、議案第6号 農地改良協議に対する同意については、原案のとおり同意することに決定します。

議案第7号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について

議 長（飯野 和男）

次に、議案第7号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見についてを議題とします。

事務局の提案説明を求めます。

事務局（西村係長）

議案書21ページです。

議案第7号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について、御説明いたします。

こちらは、市長より令和8年5月20日付けで、農用地利用集積等促進計画案の意見を求められているものです。

整理番号1番、豊里地区で10年間の賃借権を設定するものです。

以降、整理番号54番までのとおりとなり、豊里地区23件、谷田部地区1件、荃崎地区7件、大穂地区4件、筑波地区13件、桜地区6件となります。

なお、計画案につきましては、茨城県農地中間管理機構の要請により市が機構に提出するものとなっております。

以上でございます。

議長（飯野 和男）

ただいま事務局の説明がありましたが、整理番号1番、2番、5番から19番、23番については、議事参与の制限案件に該当しますので、これらを除いて審議いたします。

整理番号3番、4番、20番から22番、24番から54番について、質問、意見等ありましたらお願いします。

<「なし」と呼ぶ者あり>

議長（飯野 和男）

質問、意見共にないようですので、これにて整理番号3番、4番、20番から22番、24番から54番に対する質疑を終結します。

これより採決します。

整理番号3番、4番、20番から22番、24番から54番を原案のとおり承認することに異議ありませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

議長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので異議なしと認め、議案第7号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見についての整理番号3番、4番、20番から22番、24番から54番を原案のとおり異議なく承認することに決定します。

続きまして、整理番号1番を審議願うわけですが、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、中島委員の退席を求めます。

（中島信夫委員 退席）

議 長（飯野 和男）

それでは、整理番号1番について質疑に入ります。
質問、意見等がありましたらお願いします。

<「なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

質問、意見共がないようですので、これにて整理番号1番に対する質疑を終結します。
これより採決します。
提出番号1番を原案のとおり承認することに異議ありませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので異議なしと認め、議案第7号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見についての整理番号1番について、原案のとおり異議なく承認することに決定します。
中島委員の復席を求めます。

（中島信夫委員 復席）

議 長（飯野 和男）

続いて、整理番号2番を審議願うわけですが、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、飯島秀幸委員の退席を求めます。

（飯島秀幸委員 退席）

議 長（飯野 和男）

それでは、整理番号2番について質疑に入ります。
質問、意見等がありましたらお願いします。

<「なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

質問、意見共がないようですので、これにて整理番号2番に対する質疑を終結します。
これより採決します。
整理番号2番を原案のとおり承認することに異議ありませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので異議なしと認め、議案第7号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見についての整理番号2番について、原案のとおり異議なく承認することに決定します。

飯島秀幸委員の復席を求めます。

（飯島秀幸委員 復席）

議 長（飯野 和男）

続きまして、整理番号5番から19番を審議願うわけですが、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、對崎委員の退席を求めます。

（對崎徳男委員 退席）

議 長（飯野 和男）

それでは、整理番号5番から19番について質疑に入ります。

質問、意見等がありましたらお願いします。

<「なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

質問、意見共にないようですので、これにて整理番号5番から19番に対する質疑を終結します。

これより採決します。

整理番号5番から19番を原案のとおり承認することに異議ありませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので異議なしと認め、議案第7号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見についての整理番号5番から19番について、原案のとおり異議なく承認することに決定します。

對崎委員の復席を求めます。

（對崎徳男委員 復席）

議 長（飯野 和男）

続いて、整理番号23番を審議願うわけですが、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、飯泉委員、関口委員の退席を求めます。

(飯泉厚彦委員、関口和美委員 退席)

議長(飯野 和男)

それでは、整理番号23番について質疑に入ります。

質問、意見等がありましたらお願いします。

<「なし」と呼ぶ者あり>

議長(飯野 和男)

質問、意見共にないようですので、これにて整理番号23番に対する質疑を終結します。

これより採決します。

整理番号23番を原案のとおり承認することに異議ありませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

議長(飯野 和男)

異議なしの声がありましたので異議なしと認め、議案第7号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見についての整理番号23番について、原案のとおり異議なく承認することに決定します。

飯泉委員、関口委員の復席を求めます。

(飯泉厚彦委員、関口和美委員 復席)

議案第8号 農業経営基盤強化促進法第19条第6項の規定による地域計画変更案に対する意見について

議長(飯野 和男)

次に、議案第8号 農業経営基盤強化促進法第19条第6項の規定による地域計画変更案に対する意見についてを議題といたします。

事務局の提案説明を求めます。

事務局(小池係長)

議案書76ページになります。

議案第8号、令和7年3月に策定した地域計画について、農業経営基盤強化促進法第19条第6項の規定により、地域計画変更時にも、市町村長は農業委員会へ意見を求めることとなっております。

該当する変更区域は10区域でございまして、第1区域は除外が3筆、第2区は除外が3筆、第3区は計画への位置づけが11筆、第4区は除外が1筆、第5区は除外が5筆、第6

区は除外が1筆、第14区は除外が8筆、第16区は計画への位置づけが16筆、除外が4筆、第18区は除外が26筆、第22区は計画への位置づけが14筆で、計92筆の計画変更となります。

農業委員会の意見としましては、「地域計画の達成に支障を及ぼすおそれがないと考える」と回答することによってよろしいでしょうか。御審議のほどよろしく願いいたします。

議長（飯野 和男）

ただいま事務局の説明がありましたが、質問、意見等ありましたらお願いします。

<「なし」と呼ぶ者あり>

議長（飯野 和男）

質問、意見共にないようですので、これにて議案第8号に対する質疑を終結します。

これより採決します。

議案第8号を原案のとおり決定することに異議ありませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

議長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので異議なしと認め、議案第8号 農業経営基盤強化促進法第19条第6項の規定による地域計画変更案に対する意見については、原案のとおり決定します。

議案第9号 令和8年度農業者年金加入推進活動計画について

議長（飯野 和男）

次に、議案第9号 令和8年度農業者年金加入推進活動計画についてを議題とします。

事務局の提案説明を求めます。

事務局（小池係長）

議案第9号 令和8年度農業者年金加入推進活動計画についてを御説明いたします。

議案書77ページになります。

こちらは、独立行政法人農業者年金基金が毎年作成している農業者年金に関する取組方針の規定により、当市における活動計画を策定し、茨城県農業会議へ提出するものでございます。

まず、①の今年度の新規加入者については、3名を目標と設定しています。

次に、④の今年度の年金加入推進強化月間ですが、10月から12月頃を予定しています。具体的な加入推進方法については、議案第10号でお諮りします加入推進部長と検討する予定です。

続いて、⑧の広報普及活動の実施については、当委員会で発行する「農委だより つくば」へのPR記事の掲載を予定しております。

今回総会で承認された上は、茨城県農業会議へ提出いたします。
御審議のほどよろしく願います。

議長（飯野 和男）

ただいま事務局より説明がありましたが、質問、意見等ありましたら願います。

<「なし」と呼ぶ者あり>

議長（飯野 和男）

質問、意見共にないようですので、これにて議案第9号に対する質疑を終結します。
これより採決します。
議案第9号について、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

議長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので異議なしと認め、議案第9号 令和8年度農業者年金加入推進活動計画については、原案のとおり決定します。

議案第10号 令和8年度農業者年金加入推進部長の推薦について

議長（飯野 和男）

次に、議案第10号 令和8年度農業者年金加入推進部長の推薦についてを議題とします。
事務局の提案説明を求めます。

事務局（小池係長）

議案第10号 令和8年度農業者年金加入推進部長の推薦についてを御説明いたします。
議案書78ページになります。

先ほどの議案第9号と関連し、農業者年金基金の規定に基づき、毎年、農業委員会において加入推進部長を2名推薦することになっておりますので、議案として上程するものです。

先月28日に開催されました運営委員会において協議した結果、青木委員と白石委員を推薦すべきとの結論に至りましたので、御報告させていただきます。

御審議のほどよろしく願います。

議長（飯野 和男）

ただいま事務局より説明がありましたが、御質問、意見等ありましたら願います。

<「なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

質問、意見共にないようですので、これにて議案第10号に対する質疑を終結します。
これより採決します。

農業者年金加入推進部長に、青木道子委員と白石 悟委員を推薦することに異議ありませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので異議なしと認め、議案第10号 令和8年度農業者年金加入推進部長の推薦については、青木道子委員と白石 悟委員を推薦することに決定します。

議案第11号 全国農業新聞普及推進に関する申し合わせ決議について

議 長（飯野 和男）

次に、議案第11号 全国農業新聞普及推進に関する申し合わせ決議についてを議題とします。

事務局の提案説明を求めます。

事務局（小池係長）

議案第11号 全国農業新聞普及推進に関する申し合わせ決議案について御説明いたします。

議案書79ページになります。

こちらは、農業委員会の最重要事項として位置づけられている農地利用の最適化推進においては、情報提供活動が必要不可欠であることから、農業委員会関係者が一丸となって全国農業新聞を活用した情報提供に取り組むため、本総会において下記の3点を申し合わせる決議でございます。

1つ目といたしましては、農業者や農村現場への農政情報及び農業委員会活動の普及・浸透と地域の情報を発信するため、全国農業新聞を活用した情報提供活動を行うこと。

2つ目として、農業委員会、農地利用最適化推進委員、1人当たり毎年1部以上の新規購読者の確保を目標に普及推進を行うこと。

3つ目として、令和8年11月18日までに、購読部数98部の達成を申し合わせるものです。今回の総会で承認された上は、茨城県農業会議へ提出いたします。

御審議のほどよろしく申し上げます。

議 長（飯野 和男）

ただいま事務局の説明がありました。

これより質疑に入ります。

質問、意見等ありましたらお願いします。

< 「なし」と呼ぶ者あり >

議 長（飯野 和男）

質問、意見共がないようですので、これにて議案第11号に対する質疑を終結します。
これより採決します。

全国農業新聞普及推進について、原案のとおり決議することに異議ありませんか。

< 「異議なし」と呼ぶ者あり >

議 長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので異議なしと認め、議案第11号 全国農業新聞普及推進に関する申し合わせ決議については、原案のとおり決議します。

議 長（飯野 和男）

次に、日程第3、報告第1号から第6号についてですが、内容は議案書80ページから106ページまでに記載のとおりですので、説明は省略します。

報告第1号から報告第6号について、質問等はございませんか。

< 「なし」と呼ぶ者あり >

議 長（飯野 和男）

質問、意見共がないようですので、報告第1号から報告第6号について終了します。
以上で、議案の審議並びに報告事項は全て終了しました。

その他

議 長（飯野 和男）

続きまして、大白裕地内で実施しております農地再生チャレンジ事業について、遊休農地対策専門委員会の對崎委員長より報告をお願いします。

對崎徳男委員

先日、ジャガイモの試掘をしたところ、生育状況も良好で、今年は豊作になるのかなと思っているところでございます。

しかしながら、直近の週間天気予報によると、イベントの開催される20日は降雨の予報となっており心配しているところです。

皆様のお手元に連絡網を配布させていただいておりますのでお目通しいただければと思います。こちらは、降雨で中止、または翌日に順延となった場合に限り使用しますので、各自お手元の置いておくようお願いします。

また、イベント終了後の慰労会の件についてですが、まだ出欠の御報告をされていない方は、担当の小池係長に忘れずに報告していただきますようお願いいたします。

それでは、6月20日、どうぞよろしくお願いたします。

議長（飯野 和男）

ありがとうございました。

続きまして、先月22日に実施しました令和8年度農業委員会合同視察研修会に関する世話人会の協議結果及び今後の進め方につきまして、同会の代表幹事である関口委員より報告をお願いします。

関口和美委員

5月21日に開催されました互助会世話人会におきまして、令和8年度の視察研修についての協議いたしましたので、その結果を御報告します。

なお、世話人会での協議に当たりましては、同月の総会において皆様からの御提出いただきましたアンケート結果を考慮し、視察研修の大枠を決定しました。

まず、研修の時期につきましては、10月下旬から11月中旬を予定。研修形態は1泊2日とし、宿泊先は群馬県。研修先は各日で2箇所、1時間程度の研修を実施。二次会は自由参加とし、研修に係る自己負担額は、おおよそ2万円程度と決定しました。

本件につきまして、御意見や御質問等がありますか。

蛭原委員

茎崎地区の蛭原です。群馬県を希望された方の人数を教えてください。

関口和美委員

群馬県を希望される方は、9名いました。

蛭原委員

9名しかいなかったのですか。

関口和美委員

次点の福島県と栃木県でそれぞれ6名でした。

蛭原委員

わかりました。

関口和美委員

続いて、旅行会社につきましては、3社より企画提案書を御提出いただくこととしております。企画提案書が届き次第、改めて世話人会を開催し、詳細についての再度協議をする予定です。

議長（飯野 和男）

ありがとうございました。

閉会の宣告

議 長（飯野 和男）

以上で、議案の審議並びに報告事項は全て終了しました。
これをもちまして、令和8年第6回総会を閉会します。

【午後2時55分 閉会】

議 長

農業委員会委員

農業委員会委員